

現場代理人の常駐義務の緩和に係る措置について

平成 31 年 4 月 10 日

契 約 検 査 室

第 1 建設工事請負基準約款第 11 条第 3 項に基づく現場代理人の常駐義務を緩和する措置は次の 2 つの措置とし、その取扱いについては第 2 以降に定める。

- (1) 現場代理人の兼任
- (2) 現場代理人の常駐の免除

第 2 用語の定義

用語の定義については、次のとおりとする。

- (1) 常駐義務 発注者との連絡に支障をきたさないため、当該工事のみを専任で担当しているだけでなく、作業期間中は、常に工事現場に滞在していること。(ただし、契約日から工事完成までの間、常に工事現場に滞在することを義務づけるものではない。)

第 3 現場代理人の兼任

市発注工事における現場代理人の兼任については、次のとおりとする。

- (1) 当初契約金額が一件 3,500 万円未満の工事であり、かつ兼任する工事の当初契約金額の合計が 7,000 万円未満の場合、現場代理人の兼任を認める。
ただし、工事担当課において、難易度や施工内容によって現場代理人の兼任を認めがたい工事である場合は、認めないことがある。
- (2) 兼任する工事現場が同一又は概ね一つの現場として管理が可能な程度隣接・近接しており、かつ工事内容に関連性がある工事(※)で、兼任してもその影響が比較的少ないと工事担当課長が認める場合は、現場代理人の兼任を認める。
ただし、当該工事が「大規模・高難度」、「特殊」、「騒音・振動・交通管理の面で周囲への影響(問題発生)が懸念される」工事の場合は、兼任を認めない。
- (3) 1 人の現場代理人に対して同時期に認められるのは、(1)又は(2)のいずれか一方とする。
- (4) 兼任を認める工事の件数は、(1)及び(2)の場合とも市発注工事全体で 5 件までとする。
- (5) 兼任を認められた現場代理人は、認められた工事以外の業務には従事できないものとする。

※ 工事内容に関連性がある工事とは、いわゆる「ゼロ国(県)」工事や繰越工事等への追加工事、諸経費調整を行う近接工事、同一工区の分割発注追加工事等のことをいう。

第4 兼任する場合の手続

(1) 現場代理人兼任申請書の提出

ア 受注者は、既に受注している工事（以下「受注済み工事」という。）で現場代理人をしている者が、新たに受注した工事（以下「新受注工事」という。）において現場代理人を兼任しようとする場合は、新受注工事の発注者に対し工事着手届と併せて「現場代理人兼任申請書（以下「兼任申請書」という。）」及び次の（ア）から（ウ）に掲げる書類を提出する。

また、承認を受けた場合は、受注済み工事のそれぞれの監督員に対し、現場代理人兼務承認通知書の写し並びに次の（エ）及び（オ）に掲げる書類を提出する。

（ア）受注済み工事の当初契約書の写し

（イ）受注済み工事の工程表

（ウ）受注済み工事が中止されている場合は、中止指示書の写し

（エ）新受注工事の当初契約書の写し

（オ）新受注工事の工程表

イ 受注者は、現場代理人の兼任が承認された工事（以下「兼任工事」という。）において、現場代理人を変更しようとする場合であって、変更しようとする現場代理人が既に他の工事の現場代理人である時は、「現場代理人・技術者変更申請書」の提出時に併せて、現場代理人を兼任することとなる工事の監督員に対し、再度兼任申請書を提出して承認をうけることとする。

ウ 受注者は、兼任工事において、工事の工期が変更になった場合は、当該工事以外の工事の監督員に対し、次の（ア）及び（イ）に掲げる資料を提出する。

（ア）工程表を変更した場合は、変更後の工程表

（イ）兼任している工事の施工が中止又は解除された場合は、中止指示書又は解除通知書

第5 兼任する場合の連絡体制、安全管理等

(1) 受注者は、現場代理人の兼任をする場合は、発注者との連絡体制を確実にするため、次の措置をいずれも講じること。

ア 発注者が電話等により常時確実に現場代理人又は次のイに定める職員と連絡がとれる体制の整備

イ 現場代理人の職務を代行する適切な職員の配置

現場代理人の指示のもとに、現場での連絡や作業指示等を行う者。

(2) 現場代理人が兼任をしている場合、現場代理人が兼任をしている他の工事現場に滞在している間は当該工事現場において不在となることから、受注者及び監督員は、各現場の施工管理・安全管理に引き続き万全を期すこと。

第6 現場代理人の常駐の免除

次の(1)～(4)に掲げる期間においては、現場代理人の工事現場への常駐を免除することができるものとする。

ただし、常駐を免除する具体的な期間については、請負契約締結後に監督員と現場代理人により工事打合簿において定めるものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 建設工事請負基準約款第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 現場が完了（受注者が、発注者に対し必要書類を全て提出済みであること）し竣工検査までの間など、工事現場において作業が行われていない期間であって、常駐を免除できると監督員が認めた期間

第7 常駐を免除する場合の留意事項

- (1) 常駐の免除は契約締結後に工事打合簿により具体的な期間を定めた時から行うことができるものであるが、第 6 (1)の期間であっても当該工事への専任は必要であること。
- (2) 発注者は、第 6 (2)の期間について常駐を免除する場合は、受注者に対し工事の中止の指示を行った上で行うものとする。
- (3) 第 6 (3)の期間について、現場代理人は必ずしも工場に常駐する必要はないが、工場製作過程における品質管理、安全管理等に責任の持てる体制でなければならない。
- (4) 発注者は、第 6 (4)の期間について常駐の免除を認める場合、現場代理人が工事現場への常時滞在が不要となるだけでなく当該工事に専念する義務も免除されることを踏まえ、真に工事の履行に支障のない期間を設定するものとする。
- (5) 第 6 (4)に例示した期間の設定は、発注者側の特別な事情により竣工検査までの期間が長期となる場合等に限り常駐を免除することができるものであること。

発注者は、本来、工期末の設計変更や工事完了後の竣工検査を可能な限り速やかに行うのが原則であることから、通常の場合であれば第 6 (4)に例示した期間は常駐を免除する期間として認めないこと。

第8 常駐を免除する場合の連絡体制、安全管理等

受注者は、現場代理人の常駐を免除される期間においても発注者との連絡体制の整備や現場の維持管理は必要であることから、次の措置をいずれも講じた上で、工事打合簿において確認するものとする。

- (1) 発注者が電話等により常時確実に現場代理人（現場代理人に連絡がとれない場合は代理の者）と連絡がとれる体制の整備

- (2) 第三者の侵入防止など適切な現場管理の徹底及び緊急時（自然災害や事故等）に速やかに対応できる体制の整備など現場の安全管理等の徹底

第9 留意事項

- (1) 1人の現場代理人に対し、現場代理人の兼任と常駐の免除は同時に適用できない。
- (2) 第3(2)において現場代理人の兼任が認められた場合、建設業法施行令第27条第2項に基づき、主任技術者についても同様に兼任が認められることになると考えられるが、監理技術者の兼任については、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められ、かつ当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合を除き兼任は認められないので留意すること（「監理技術者制度運用マニュアルについて」参照）

「監理技術者制度運用マニュアルについて」

平成16年3月1日国総建第315号

国土交通省総合政策局建設業課長

三（2）監理技術者等の専任期間

（略）

- また、例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（令第二十七条第二項）。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されない。
- このほか、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。

（略）